大阪市北区社会福祉協議会役員、評議員等の報酬等に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人大阪市北区社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第９条並びに第２３条の規定に基づき、本会の役員、評議員等（以下「役員等」という。）に対する報酬等について、必要な事項を定めるものとする。

（報酬）

第２条　役員等には、報酬を支給しない。

（退職手当）

第３条　役員等には、対象手当てを支給しない。

（旅費）

第４条　役員等が本会の業務に出張した場合には、当該役員等に対し、旅費を支給することができる。

２　前項の旅費の額は、本会旅費支給規則による。

附　則

１　この規程は、平成２７年８月１日から施行する。

２　この規程は、平成２９年６月１４日から施行する。